

事 務 連 絡
令和8年6月26日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」
の一部訂正について

「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和8年3月31日保医発0331第2号）について、別添のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

(別添)

災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

(令和 8 年 3 月 31 日保医発 0331 第 2 号)

3. 被災地における保険診療の取扱い

- (1) 都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、~~ボランティア~~
の医療チームが避難所等で行った応急的な医療に係る経費については、

① 薬剤、治療材料等の実費

② 救助のための輸送費や日当・旅費等の実費

などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできないこと。
したがって保険診療としての一部負担金を患者に求めることはできないこと。

- (2) 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うことはできないこと。また、被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うことはできないこと。なお、このようにした場合、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合の医療費は、災害救助法の適用の対象とはならないこと。

~~この場合、災害救助法の適用となる医療については、都道府県市町村に費用を請求すること。なお、当該費用の請求方法については、都道府県市町村に確認されたい。~~

4. 被災地における保険調剤の取扱い

- (3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく医療 (※) の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方箋の交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である都道府県市町村に請求するものであること。ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方箋が交付され、調剤されたものであること。

なお、災害により避難所や救護所等において発行された処方箋については、当該処方箋に「災」と記されている場合もあるが、災害救助法の医療が適用が明らかなされる場合は保険診療としては取り扱われないので、処方箋の交付を受けた場所を患者に確認するなどとともに、保険診療の対象か災害救助法の対象なのか判断に迷った場合は、都道府県市町村に留意確認されたい。

※ 災害救助法の医療は、応急的医療であって、医療機関が被災していて、通常の保険診療等が行われていない場合に提供されるものである。